(1) 令和6年11月27日

水曜日

目

次

号外第六十七号

令和六年 十一月二十七日 (水曜日)

○右 合 ○右 合右 公 同 同 同…… 同..... 同 同 同 同 同..... 告 支地 援企 同同同同 同 同 同 同 : : 七 : = : : : : : : : ᄪ Ħ.

アクロスプラザ黒石 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 黒石市富士見一〇九の一外

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

項の規定により次のとおり公告する。模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規	規模小売店舗の変更の届出	公告	● 同( 同 )…ヵ	○右 同·············· 同 )··· ヵ	〇右 同( 同 ) … 八	○右 同	〇右 同 ( 同 ) … 六	〇右 同 ( 同 ) … 六	〇右 同 ( 同 ) … 五	〇右 同 ( 同 ) … 四	〇右 同 ( 同 ) … 三
代表取締役 鈴木貞男 変更なし 受知県名古屋市中村区名駅二丁目 変更なし株式会社NHC	代表取締役 大久保勝之 変更なし 株式会社横浜ファーマシー	弘前市大字親方町一八の三変更なし成田孝之	代表取締役 木村公保 代表取締役 佐々木圭弘前市大字百石町九 弘前市大字百石町九 弘前市大字百石町九	<b>作</b> 完耳 彩 在 三 注	代長奴命役 三甫書等 八戸市大字長苗代字前田八三の一 変更なし	朱弌会社ユニバース	代表取締役 石黒靖規	七	株式会社	変 更 前 変 更 後	
			六 ・ 和 三 三							年月日	変更

令和六年十一月二十七日

宮 下 宗 郎

青森県知事

3

時間

弘工 前族 市久	代の東ト大 表二京株和 取 都式ハ	代三岩株 表三手式 取 県会	代目兵ナ株 表八庫ル式 取の県 会	代四広株 表の島式 取一県会	代六東株 表 京式 取 都会
前市大字泉野三丁目四の一藤久敦	代表取締役 伊藤光博の二年式会社 日本	表取締役 伊瀬幸郎 三手県釜石市上中島町二丁目二の式会社トータル・リユース	代表取締役 阪本敏之目八の一年東原神戸市中央区港島中町六丁ナル	表取締役 矢野靖二の一四、島県東広島市西条吉行東一丁目式会社大創産業	代表取締役 町野雅俊 ・ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一
変更なし	代表取締役 伊藤光博三の二一年京都千代田区神田三崎町三丁目を京都千代田区神田三崎町三丁目と株式会社	_	変更なし	変更なし	変更なし
	六・ 三・  三	· n - i 三 :			

四

届出年月日

届出書の縦覧

令和六年十月十八日

五.

1

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

青森県経済産業部地域企業支援課及び黒石市役所

2

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

提出期限

令和七年三月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和六年十一月二十七**日** 

青森県知事 宮 下 宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

 $\stackrel{-}{\sim}$ 

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

 $\equiv$ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前 変 更 後 年変 月 日更

代表取締役の場所を対して、代表の二十東区北二四株式会社ツルハ |代表取締役||木村公保|| 水式会社ラグノオささき 代表取締役 石黒靖規 七 七 東京都品川区南大井六丁目二二の 東京都品川区南大井六丁目二二の 代表取締役 河合映治岐阜県大垣市外渕二丁目三八株式会社セリア 代表取締役 大村浩一兵庫県姫路市飾東町庄二六六の株式会社西松屋チェーン 代表取締役 三浦建彦八戸市大字長苗代字前田株式会社ユニバース 八幡政浩 四 条東二〇丁目 八三  $\vec{o}$ 代表取締役 佐々木圭弘前市大字百石町九 株式会社ラグノオささき 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 六和 五三

四 届出年月日

令和六年十月十八日

1 届出書の縦覧 場所

五.

青森県経済産業部地域企業支援課及び五所川原市役所

2 期 間

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 五所川原市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

る。

0 ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ の公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

> 1 提出期

令和七年三月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3

記載事項

 $(\underline{\phantom{a}})$ 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の 提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

4 言語

意見書は、 日本語により記載すること。

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗の変更の届出 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第一 項の規定による大規

令和六年十一月二十七日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 宮 下 宗

郎

いとく浜の町店 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前市大字浜の町西一丁目五の二一 外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 塚本徹秋田県大館市清水四下株式会社伊徳 代表取締役 吉田勝彦第一リース株式会社 変 更 丁目 Ė 四の 前  $\overline{\mathcal{O}}$ 六 Ŧi. 代表取締役 向島亨東京都港区虎ノ門一丁第一リース株式会社 変更なし 変 更 首 後  $\overline{o}$ 六 <sub>六</sub>令 ・和 <sup>四・</sup> 年変 月 日更

届出年月日

令和六年十月十八日

四 届出書の縦覧

1

2

期間 青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

Ŧi.

る。 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

令和七年三月二十七日

2

提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田西複合商業施設

十和田市西二十三番町 七二 一の二外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 吉田勝彦東京都港区虎ノ門一丁目二の六第一リース株式会社	代表取締役 三浦建彦 八戸市大字長苗代字前田八三の一 株式会社ユニバース	変更前
代表取締役 向島亨東京都港区虎ノ門一丁目二の六東京都港区虎ノ門一丁目二の六	変更なし	変更後
·和 " 一		年変 月 日更

三 届出年月日

兀 届出書の縦覧

令和六年十月十八日

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所

2

期間

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

Ŧī. 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

令和七年三月二十七日 提出期限

る。

提出先

2

青森県経済産業部地域企業支援課

- 3 記載事項
- 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見及びその理由
- 4

日本語により記載すること。

意見書は、

### 大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第一項の規定による大規

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

つ市中央一丁目一四九外

ショッピングパークむつ

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 大久保勝之 弘前市大字末広二丁目二の一〇 株式会社横浜ファーマシー	代表取締役 高橋淳八人 高橋淳 宮城県名取市上余田字千刈田三〇株式会社デンコードー	代表取締役 紺野健治むつ市金谷二丁目一六の一有限会社コンノ	変更前
変更なし	変更なし	変更なし	変
			更
			後
			年変 月 日更

代表取締役の伊藤光博で表取締役の二をがある。

代表取締役 伊藤光博 三の二一 三の二一 大和ハウスリアルティマネジメン

**≕ =** 

届出年月日

三

令和六年十月十八日

四 届出書の縦覧

1

場所

2 期間

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

青森県経済産業部地域企業支援課及びむつ市役所

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

Ŧī.

る。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

1 提出期限

令和七年三月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、 日本語により記載すること。

## 大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第一項の規定による大規

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下

宗

郎

DCM八食店·DCM長苗代店 大規模小売店舗の名称及び所在地

(戸市大字長苗代字狐田五の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	変更なし	代表取締役 上平靖文 八戸市大字河原木字神才二二の二 株式会社八食サービスエイト
六 ・ 和 三:	代表取締役 伊藤光博 下株式会社 日本田三崎町三丁目 東京都千代田区神田三崎町三丁目 ト株式会社	代表取締役 伊藤光博の二 の二 の二 の二 の二 の 日本
年変 月 日更	変更後	変更前

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役(中村ゆう) 青森市大字石江字三好六九の一株式会社三和物産	代表取締役 石黒靖規 日CM株式会社 日CM株式会社	変更前
変更なし	変更なし	変
		更
		後
		年変 月 日更

代表取締役 佐藤行男神奈川県平塚市見附町四の一株式会社サトーメガネ 七

代表取締役 佐藤泰輔神奈川県平塚市見附町四の株式会社サトーメガネ 七

に登記 統一報

几 届出年月日

令和六年十月十八日

1 場所 Ŧi.

届出書の縦覧

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和六年十 月二十七日から令和七年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

意見書を提出することができ

提出期限 令和七年三月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

 $(\Box)$ 

 $(\Xi)$ 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

# 大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 郎

大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目一の一八六

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 伊藤光博 代表取締役 伊藤光博の二 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 東京都千代田区神田三崎町三丁目ト株式会社 ト株式会社 ト株式会社 ト株式会社 アルティマネジメン 大和ハウスリアルティマネジメン ト の
代三東ト大
代田区神田三崎町三 後
光博田三崎町三流後

### 三 届出年月日 令和六年十月十八日

届出書の縦覧

四

1

場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2

期間

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

Ŧī. 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

提出期限

令和七年三月二十七日

2 提出先

3

記載事項

青森県経済産業部地域企業支援課

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下

宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ五所川原店

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四六の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 伊藤光博の二 中本代田区飯田橋二丁目一八東京都千代田区飯田橋二丁目一八下林式会社	変更前
代表取二十代田 大和ハウスリ	変
伊藤光博	更
表取締役 伊藤光博の二十代田区神田三崎町三丁目株式会社	後
六令 兰和 二	年変 月 日更

 $\equiv$ 届出年月日

令和六年十月十八日

四 届出書の縦覧

1

青森県経済産業部地域企業支援課及び五所川原市役所

2

期間

3 令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあっては、その執務時間内とする。

Ŧi.

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書を提出することができ

提出期限 令和七年三月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。

模小売店舗の変更の届出があったので、

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

同条第三項において準用する同法第五条第三

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗

大規模小売店舗の名称及び所在地

黒石市一番町一八九外

郎

ツルハドラッグ黒石一番町・セリア黒石一番町店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 伊藤光博 である 一次	変更前
代表取締役 伊藤光博三の二一東京都千代田区神田三崎町三丁目東京都千代田区神田三崎町三丁目ト株式会社	変更後
· 令 和 三· 三 三	年変 月 日更

三 届出年月日

令和六年十月十八日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び黒石市役所

2 期間

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

3

時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあっては、その執務時間内とする。

Ŧī. 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

1 提出期限

令和七年三月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3

記載事項

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

3

時間

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第一項の規定による大規

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 郎

大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ弘前岩木店

弘前市大字一町田字村元七一 四外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 伊藤光博 で表取締役 伊藤光博 大和ハウスリアルティマネジメント 大和ハウスリアルティマネジメント 変 更 前 変 更 後 年変 月 日更

三 届出年月日

令和六年十月十八日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年十 月二十七日から令和七年三月二十七日まで

ただし、弘前市役所にあっては、 その執務時間内とする。

午前八時三十分から午後五時十五分まで

意見書の提出

Ŧī.

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

1 提出期限

る。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

令和七年三月二十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3

記載事項 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

言語

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和六年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗

郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームタウンALi

青森市浜田三丁目一の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代三東みずほれ	
締   十信     役   代託     田   区行	変更
圭 の式 内会 一社	前
丁目三の 代三東京 表 表 ず	
取 都ほ 締 千信 役 代託	変
田区丸の内部の大田区丸の内部の大田区丸の内部の大田区丸の内部の大田区丸の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区土の内部の大田区の大田区の大田区の大田区の大田区の大田区の大田区の大田区の大田区の大田区	更
一 一 丁 目 三 の	後
	年変 月 日更
	口文

三
大規模小売店舗において
1.
小売業を行う者の名称品
及
び
住所並び
者の名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名

ス 代表取締役 ヴァンサン・ネリア 代表取締役 ヴァンサン・ネリア東京都中央区築地五丁目六の四ジャパン株式会社	l	代表取締役 野口実東京都渋谷区神南一丁目一一の五株式会社エービーシー・マート	代表取締役 阪本敏之目八の一日八の一中中央区港島中町六丁兵庫県神戸市中央区港島中町六丁兵庫県	代表取締役 吉田誠夫 ハ戸市大字廿三日町二 ワイエス株式会社	代表取締役 藤原祐介   株式会社ライトオン	代表取締役 柳井正 出口県山口市佐山一〇七一七の一株式会社ユニクロ	代表取締役 矢野靖二四の一四 矢野靖二 大島県東広島市西条吉行東一丁目 株式会社大創産業	代表取締役 青山理 大島県福山市王子町一丁目三の五 青山商事株式会社	変更前
変更なし	代表取締役 田中亮 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 株式会社ジンズ	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更後
	五令 二和 二 云								年変 月 日更

紀) 株式会社ポーラ 株式会社ポーラ

(及川美

<u>ニ</u>の

変更なし

代表取締役 吉田直樹 一〇 東京都目黒区青葉台二丁目一

九

0)

変更なし

代表社員 平野佳奈子 合同会社神句楽

八

変更なし

代表取締役 工藤成祥青森市小柳五丁目一八一株式会社ミルク

の六

変更なし

代表取締役 青森市新町二丁目二の五 株式会社RAINBOW

変更なし

代表取締役 保木明彦青森市松原三丁目五の有限会社HAL

彦の

Ŧī.

六・ ・ 四・三 ・ 四・三

四 届出年月日 令和六年十月十八日

代表取締役・柚木治山口県山口市佐山一〇株式会社ジーユー

〇七一七

0)

変更なし

変更なし

Ŧī. 届出書の縦覧

場所

1

2

期間 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

令和六年十一月二十七日から令和七年三月二十七日まで

3

時間

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。 午前八時三十分から午後五時十五分まで

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

六

意見書の提出

提出期限

提出先 令和七年三月二十七日

青森県経済産業部地域企業支援課

2

記載事項 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

3

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号